

令和5年7月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されました。本課長通知については、これまでに本年3月31日付で、いわゆる医療計画における5疾病5事業及び在宅医療に関する通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が発出され、また同年5月26日付で、新たに6番目の事業「新興感染症発生・まん延時における医療」を加えたものが発出されております。

今回の改正では、文言及び対象となる範囲を示す番号の訂正等に加え、以下の2点について追記及び明記されております。詳細は日医通知内にある新旧対照表を参照ください。

- 「新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針」の「第2 医療体制の構築に必要な事項」で示された、「2 各医療機能の連携」の、「(3) 居宅又は高齢者施設等における療養者への医療提供機能」として、薬局につき、いわゆるオンライン服薬指導や薬剤配送、休日・夜間、時間外の対応等の必要な体制整備を行い、都道府県知事からの要請を受けて、発熱等患者の医薬品等対応を行うことが追記されています。
- 上記指針の「第3 構築の具体的な手順」では、「(2) 指標による現状把握」において参照されるべき通知として、「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」(令和5年5月26日付厚生労働省健康局結核感染症課長等連名通知)の別添を明記されています。

貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会 地域医療1課  
(TEL:06-6763-7012)